

逃げなくても「ひき逃げ」

交通事故が発生した際は、運転者は**直ちに**車両等の運転を停止して、

- ① **負傷者の救護**
- ② **道路における危険の防止**
- ③ **警察への報告**

をしなければなりません。(道路交通法第72条)

①の救護を怠ると、いわゆる「ひき逃げ」となります。

悪意がなくても、**必要な救護措置をとらずに立ち去れば、救護義務違反**となり「ひき逃げ」になります。

相手に「大丈夫？」と声をかけたところ

「大丈夫」と返事をしたので立ち去った場合でも

「ひき逃げ」となります。



「大丈夫」は「負傷がない」とは解されませんし、負傷の有無は医師でなければ判断できません。その時点では単なる打撲と見えても、頭部や腹部に重大な損傷を負っている場合もあり、診察し事故の状況を聴取したうえ、必要な検査をおこなわなければ負傷の有無や程度は判断できません。特に、相手が子供や高齢者の場合には、注意が必要です。

交通事故が発生した場合は、直ちに

- ① **必ず停止し負傷の有無を確認**
- ② **相手が「大丈夫」と言っても、病院での診察、救急車の手配**
- ③ **警察への通報（相手が先に立ち去っても通報をする）**

を行うことが必要です。

悪意の有無にかかわらず「救護を怠る」と「ひき逃げ」になります。急いでいても安易な判断はせず、直ちに（何を差し置いても）必要な救護措置を必ず行ってください。